

生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）交付要綱

（通則）

第1条 生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、市町村を含む地域の多様な主体で構成される地域協議会（以下「協議会」という。）を事業の実施者とし、これが主体的に行う地域のエコツーリズム推進活動に対し、必要な経費の一部を国が交付することにより、エコツーリズムを活用した地域づくりを推進し、地域の魅力向上及びその活性化に寄与することを目的とする。

（交付の対象及び交付率）

第3条 環境大臣は、前条の目的を達成するため、あらかじめ公募により選定された協議会が実施する事業（以下「交付金事業」という。）に必要な経費のうち、交付金の対象として環境大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付する。

2 交付対象経費の区分及び交付率は別紙のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額及び交付対象経費の支出予定額並びに基準額を比較し、最も少ない額に別紙の交付率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 協議会は、前項の交付額の算定に当たって、交付金事業の仕入に係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（申請手続）

第5条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、自然環境局長が別に定める日までに様式第1号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 環境大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、原則として、当該交付申請書の到達した日から2か月以内に内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号による交付金交付決定通知書を協議会に送付するものとする。

2 環境大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第4条第2項の規定により当該交付金事業の仕入に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 協議会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、理由を付した書面を環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(契約等)

第8条 協議会は、交付金事業の一部を第三者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、環境大臣に届出なければならない。

2 協議会は交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第9条 協議会は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3号による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表の経費欄に定める対象経費の費目間の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の30%以内の変更を除く。)をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 環境大臣は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付金事業の中止又は廃止)

第10条 協議会は、交付金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 協議会は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第5号による報告書を環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第12条 協議会は、交付金事業の遂行及び支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第6号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 協議会は、交付金事業を完了したとき(第10条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日(交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請を行った協議会は、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第14条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、協議会に通知する。

- 2 環境大臣は、協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、交付金事業に要した経費を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとするものとする。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第8号による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第16条 環境大臣は、第10条の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 協議会が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 協議会が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 協議会が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に規定する場合を除く。）には、返還命令に係る交付金を協議会が受領した日から返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 協議会は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により、環境大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 協議会は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財

産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式1による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第19条 協議会は、交付金事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 協議会は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに交付金事業の完了の日(交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還)

第20条 協議会は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに様式第9号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、自然環境局長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 25年 4月 11日から施行する。

別紙

区分	経費	説明	交付率
事務管理費	備品費	事務用、事業でその性質及び形状を変ることなく比較的長期の使用に耐えるもの並びにこれらの付属品で器具機械として整理するものの代価	1/2
	消耗品費	(1) 各種事務用品の代価 (2) 事業用消耗品及び消耗材料の代価 (3) 新聞、官報、雑誌、パンフレット類の図書 の代価	
	通信運搬費	(1) 郵便料、電話料及びデータ通信料 (2) 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び 運賃 (3) 近距離の乗船及び乗車の回数券等 (4) 有料道路の通行料	
	光熱水料 借料及び損料	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料 器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料 及び損料、車輛等の借上げ、駐車料等	
	報酬	エコリズムを推進するために協議会が雇用す る職員等への給料・各種手当	
	賃金	事務補助等日々雇用等の単純労務に服する者への 賃金	
	保険料	(1) 社会保険料 (2) 雇用保険料 (3) 運送保険料 等	
	雑役務費 燃料費	各種手数料、広告料 各種燃料油等の代価	
	事業費	諸謝金	
旅費 外注費		調査、連絡、研修、講習等のために支給する旅費 事務、事業、調査等を外注する経費（請負・委託 等）	
印刷製本費		(1) 図書、文書、図面、諸帳簿、パンフレット 等の印刷代（用紙代を含む。） (2) 図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、 表装代	
会議費		会議用のお茶代	

様式第1号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)
交付申請書

標記の交付金に係る事業を実施したいので、生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)交付要綱(平成 年 月 日付環自総発第 号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 交付金申請額 金 _____ 円也

2. 交付金所要額調書(別紙1-1)

3. 事業計画書(別紙1-2)

(別紙1 - 1)

平成 年度 交付金 所要額 調書

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	交付対象 経費 (D)	基準額 (E)

交付金 基本額 (F)	交付率 (G)	交付金 所要額 (H) = (F) × (G)	仕入に係る 消費税等 相当額 (I)	要交付金 所要額 (J) = (H) - (I)

交付金申請額 (K)	備考

- 注1 (A) 欄には、交付事業に要するすべての経費を記入すること。
2 (D) 欄には、交付対象経費の支出予定額を記入すること。
3 (F) 欄には、(C)、(D)、(E) を比較して最も少ない額を記入すること。
4 (I) 欄には、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
5 (K) 欄には、(J) 欄の額から 1,000 円未満を切り捨てた額を記入すること。

交付対象経費積算内訳(D)

(単位:円)

支出科目	予定額	積算内訳	添付資料
合計			

注1 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。

2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

3 積算根拠等の添付資料について、番号等を付し、添付資料欄に記入すること。(例: 見積書1、見積書2)

(別紙1 - 2)

事業計画書

1. 平成 年度交付金事業の内容

--

2. 平成 年度交付金事業実施地域の現状と課題

--

3. 平成 年度交付金事業の実施目標

--

4. 平成 年度交付金事業の実施により期待される効果

--

注 実施目標及び期待される効果については、できるだけ数値化した指標とすること。

5 . 交付金事業年度別事業計画

	事業内容
初年度の事業計画	
2年度目の事業計画	

平成 年度生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）
交付決定通知書

（ 協 議 会 名 ）

平成 年 月 日付《文書番号》で申請のあった平成 年度生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

1．交付の対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。

2．交付決定額は、以下のとおりとする。

交付対象経費 金 _____ 円也

交付決定額 金 _____ 円也

3．交付金事業を行う者は、適正化法、適正化法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）交付要綱（平成 年 月 日付環自総発第 号）に従わなければならない。

4．交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、この通知書を受けた日から起算して 15 日以内とする。

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)
変更交付申請書

平成 年 月 日付環自総発第 号で交付決定を受けた生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)について、下記のとおり変更したいので、生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)交付要綱(平成 年 月 日付環自総発第 号)第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付金変更申請額 金 _____ 円也

2. 変更の内容

3. 変更の理由

- 注1 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。
2 添付書類は、別記様式第1号に準じて変更部分について作成すること。
3 別記様式第1号の添付書類のうち交付金所要額調書(別紙1-1)の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上部に()書きにより併記すること。

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)
中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付環自総発第 号で交付決定を受けた生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)について、下記のとおり中止(廃止)したいので、生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)交付要綱(平成 年 月 日付環自総発第 号)第10条の規定により申請します。

記

1. 交 付 決 定 額 金 _____ 円也

2. 中止(廃止)の理由

3. 中止(廃止)後の措置

注 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

様式第5号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)
事業遅延報告書

平成 年 月 日付環自総発第 号で交付決定を受けた生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)について、生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)交付要綱(平成 年 月 日付環自総発第号)第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 交 付 決 定 額 金 円也
2. 遅延の内容及び原因
3. 遅 延 に 係 る 金 額
4. 遅延に対して執った措置
5. 遅延等が交付金事業に及ぼす影響
6. 事業の遂行及び完了の予定

注 事業の進捗状況を示した計画表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

様式第 6 号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）
状況報告書

平成 年 月 日付環自総発第 号で交付決定を受けた生物多様性保全
推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）について、生物多様性保全推進交付
金（エコツーリズム地域活性化支援事業）交付要綱（平成 年 月 日付環自総発第
号）第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

交付金事業状況調書（別紙 6 - 1）

(別紙 6 - 1)

交付金事業状況調書

(単位：円)

事業名	事業期	事業間	事業費 交付金額 相当額 (A)	うち交付金額 相当契約額		うち交付金額 相当支出済額		支出予定額			
				月 まで累計 (B)	(B)/(A) (%)	月 まで累計 (C)	(C)/(A) (%)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期

注：千円未満は四捨五入で作成すること。

様式第7号

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)
事業実績報告書

平成 年 月 日付環自総発第 号で交付決定を受けた生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)を完了しましたので、生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)交付要綱(平成 年 月 日付環自総発第 号)第13条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

1. 交付金精算額 金 _____ 円也

2. 事業実施期間

事業開始 平成 年 月 日
事業終了 平成 年 月 日

3. 交付金精算額調書(別紙7-1)

4. 交付金受入状況調書(別紙7-2)

5. 事業実施報告調書(別紙7-3)

6. 添付資料

事業の実績を示す資料

(1)交付対象経費に係る請求書又は領収書の写

(2)請負契約書の写

(3)活動の状況等、事業の実施状況を示す写真(施行中及び施行後の写真)など

注 差出名は、当該事業に係る別記様式第1号の申請者に同じとする。

(別紙7 - 1)

平成 年度 交付金 精算額 調書

(単位:円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	交付対象 経費 (D)	交付金決定額 (E)

交付金 基本額 (F)	交付率 (G)	交付金 所要額 (H) = (F) × (G)	仕入に係る 消費税等 相当額 (I)	要交付金 所要額 (J) = (H) - (I)

交付金確定額 (K)	備考

- 注1 (A)欄には、交付事業に要するすべての経費を記入すること。
2 (D)欄には、交付対象経費の支出済額を記入すること。
3 (F)欄には、(C)、(D)、(E)を比較して最も少ない額を記入すること。
4 (I)欄には、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
5 (K)欄には、(J)欄の額から1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

支出済額内訳

(単位:円)

支出科目	支出済額	支出済額内訳	添付資料
合 計			

- 注1 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。
注2 消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。
注3 支出済額の根拠等の添付資料について、番号等を付し、添付資料欄に記入すること。(例：領収書1、領収書2)

(別紙7 - 2)

交 付 金 受 入 状 況 調 書

(単位:円)

区 分	交 付 金	受 入 年 月 日
交付金確定額 (A)	円	
概算払受領済額 (B)	円	平成 年 月 日
差引 (C) = (A) - (B)	円	

(別紙7 - 3)

事業実施報告書

内 容	
目 標	
成果又は進 捗 状 況	
今 後 の 展 望 ・ 対 応 方 法 等	

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）
精算払（概算払）請求書

平成 年 月 日付環自総発第 号で交付決定を受けた生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）の精算払（概算払）を受けたいので、生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）交付要綱（平成 年 月 日付環自総発第 号）第 15 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請 求 金 額 金 _____ 円也

2. 請 求 内 訳
(精算払の場合)

交 付 決 定 額	交 付 金 確 定 額 (A)	概 算 払 受 領 済 額 (B)	差 引 請 求 額 (A)-(B)
円	円	円	円

(概算払の場合)

交 付 決 定 額 (A)	概 算 払 受 領 済 額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	残 額 (A)-(B)-(C)
円	円	円	円

(振込先)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義・住所

注) 口座名義及び住所には、フリガナを付すこと。

環 境 大 臣 殿

住所
(協議会の長) 印

平成 年度生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)
の仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付環自総発第 号で交付決定を受けた生物多様性保全推進
交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)について、生物多様性保全推進交付金(エ
コツーリズム地域活性化支援事業)交付要綱(平成 年 月 日付環自総発第
号)第20条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
第15条の交付金の額の確定額(平成 年 月 日
付環自総発第 号による額の確定通知額) 金 _____ 円
2. 交付金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相
当額 金 _____ 円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入
に係る消費税等相当額 金 _____ 円
4. 交付金返還相当額(「3」 - 「2」) 金 _____ 円
5. 参考となるその他書類(3.の金額の積算の内訳
等)